

## 令和6年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月12日（木）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和6年12月12日 午前8時58分 委員長宣告
4. 審査事項
  1. 事前質疑
    - (1) すぐにでも改善してほしい交通（日・祝日の予約バス）
    - (2) 古城山（兼山）太陽光発電施設計画の現状と対応について
  2. 報告事項
    - (1) 可児市子どもの読書活動推進計画について
    - (2) 可児市空家等対策計画【第3期】の策定について
    - (3) 東濃鉄道路線バス帷子線のさつきバスへの移行案について
    - (4) 名鉄広見線（新可児～御嵩間）について
    - (5) リニア中央新幹線工事の進捗状況について
    - (6) 可児市地球温暖化対策「可児市版GX」の進捗状況について
  3. 協議事項
    - (1) 公共交通について（現在までの調査研究まとめと今後の予定等）
    - (2) 次期議会報告会の分科会テーマについて

### 5. 出席委員（8名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 伊藤 壽  | 副委員長 | 前川 一平 |
| 委員  | 伊藤 健二 | 委員   | 川上 文浩 |
| 委員  | 酒井 正司 | 委員   | 山田 喜弘 |
| 委員  | 高木 将延 | 委員   | 奥村 新五 |

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市民文化部長 | 飯田 好晴 | 建設部長   | 只腰 篤樹 |
| 環境課長   | 太田 武則 | 図書館長   | 古山 友生 |
| 都市計画課長 | 柴山 正晴 | 建築指導課長 | 今井 亨紀 |
| 施設住宅課長 | 早川 岳宏 | 管財検査課長 | 日比野 聡 |

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 議会事務局長 | 鈴木 賢司 | 議会総務課長 | 佐藤 一洋 |
|--------|-------|--------|-------|

議 会 事 務 局 記  
書

今 枝 明 日 香

議 会 事 務 局 記  
書

杉 山 尚 示

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さん、おはようございます。

定刻少し前ですが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

なお、今委員会におきましては、付託案件はございませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、協議題1. 委員会事前質疑(1)ですが、すぐにでも改善してほしい交通（日・祝日の予約バス）を議題といたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは、提案者の伊藤健二委員に説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） それでは、質疑の通告に基づきまして質問いたします。

質疑表題1のすぐにでも改善してほしいデマンド予約バス交通についてです。

本委員会の議会報告会実施報告書にもございますように、私、私というのは伊藤ではなくて、御当人が本当に困っているという市民の訴えについてです。

1つは、免許返納、電動自転車等にも乗れず、毎週の買物、金融対応などに距離があって困っていると。安全上バス停車エリアが桜ヶ丘地区センターを第1選択としているのは分かりますけれども、中心部へ延伸をしてほしいという声であります。また、この声は何か要望書にも載って提出されていると聞いています。

それから、2つ目は、これを北西の阜ヶ丘9丁目辺りから中心へという流れと、南東部から中心部への要望を把握すべく、来春までの暫定対策を具体化して、その後はぜひ実現できないかと、こういう点であります。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（柴山正晴君） まず表題1について、御質問にお答えします。

桜ヶ丘ハイツ自治連合会から電話で予約バスの桜ヶ丘地区停車停留所までの延長ということで、令和6年度の地区要望をいただいております。

御要望のとおり、電話で予約バスにつきましては、桜ヶ丘ハイツ全体をカバーし切れていない状況であるため、市としても対応する必要があると考えております。

電話で予約バスの運行事業者と協議した結果、現行のさつきバスの阜ヶ丘6丁目と4丁目の停留所及び桜ヶ丘5丁目、4丁目、3丁目、1丁目の停留所を、さつきバスが運休となる日曜、祝日に使用できる電話で予約バスの停留所とすることで協議を進めております。これにより、御質問の御要望について解消されるものであるというふうに考えております。

コミュニティバスの停留所増設のためには、今後地域公共交通協議会での承認、それから中部運輸局岐阜運輸支局への届出が必要となりますので、現在その手続の準備を進めているところです。その後、電話で予約バスの停留所である旨の表示をした後、運行開始というふうになります。

年度内の早い時期に運行を開始したいと考えておまして、その御案内は自治会回覧等で

お知らせしたいと考えております。

このことにつきましては、自治会要望の1次回答としましても対応予定ということで、自治連合会にはお伝えしているところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして事前質疑2、古城山、兼山ですが、太陽光発電施設計画の現状と対応についてを協議題といたします。

提出者の伊藤健二委員に説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 古城山の太陽光発電施設の建設計画についてお尋ねをします。

2019年、令和元年10月に兼山の自治連合会が同地に建設工事が計画をされている太陽光発電については、ぜひ中止をしてほしいという要望を明らかにされています。事業者に申入れをその旨したところではありますが、いろいろ対応を取るのでも御心配なきようにというような返事が当初は来ておりました。

以来5か年が過ぎる今日ですが、国は原子力発電に固執しつつも、一方で中部経済産業局等々では、この太陽光発電については推進をしていくということでありました。再生可能エネルギー産業の育成をうたっておるところであります。

本市では2020年、令和2年12月に市の太陽光発電事業と地域との調和に関する条例が施行され、翌令和3年12月に一部改正され、今現行実施されております。

そこでお尋ねをするわけですが、1番、条例に基づいて、本市から見るとこの事業者は計画手続がどの段階になっているのか確かめる必要があるのではないかと思います。それで、その状況が分かりましたらお知らせいただきたい。

それから、建設工事と見られるものはないわけですが、現状で工事をしているという気配がないわけですが、計画が破綻したのか中止されたのか、その辺はどうなっているのかについても分かれば御教示いただきたい。

それから、可児市の景観条例及び太陽光発電事業と地域との調和に関する条例は、当然これから行おうとする場合については審査の対象になると考えますが、それで間違いないでしょうか。

2番目、岐阜県の林野林地、林等ですね、山の林等の林地開発に関わる法律がございまして、岐阜県がその山の開発には許認可を与えるということになっています。この許可は既にクリアされていると考えていいのか。国のFIT認定を事業者Amp株式会社は受けているのか。その辺の概況についても併せてお尋ねをいたしますが、よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（今井亨紀君） 質疑表題2、①の1つ目、条例に基づき、本市から見て事業者は計画手続のどの段階かについてお答えいたします。

可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例、以下太陽光条例とありますが、令和2年12月22日の公布の日から施行されております。

当該申請については、当初太陽光条例施行前の令和2年6月19日付で可児市市民参画と協働のまちづくり条例、以下まちづくり条例とありますが、に基づく開発基準協議申請が提出されております。

当該申請の開発協議の経過といたしましては、令和2年6月の申請から7月、10月、11月、12月の計4回の協議の申請の不備による指示通知書を通知してありまして、令和2年12月の4回目の指示通知を最後に協議が止まっている状況です。したがって、協定締結及び着工には至っておらず、協議中の段階でございます。

次に、質疑表題2、①の2つ目、建設工事と見られるものはないが、計画が破綻したのか中止かについてお答えいたします。

市側として、事業者の計画が破綻したか中止なのか、お答えできる立場ではありませんけれども、まちづくり条例に基づく開発協議では正式な事業の廃止や中断の届出というものが、届出のない状況です。したがって、協議は継続中というふうに取り扱っております。

次に、質疑表題2、①の3つ目、可児市景観条例及び太陽光条例の審査は至っていないかについてお答えいたします。

まず、可児市景観条例については、本条例に基づく景観計画区域における行為の届出が令和2年9月14日付で提出され、本案件の土地の形質変更について適用通知書が同年9月に通知されております。

太陽光条例の審査については、先ほどお答えしたとおり、施行前のまちづくり条例による開発基準協議の申請での協議となっております。

次に、質疑表題2、②の1つ目ですが、岐阜県の林地開発に係る条例はクリアされているかについてお答えいたします。

今般、岐阜県可茂農林事務所に確認を取ったところ、当市と同様に森林法に基づく林地開発許可申請はされていますが、審査による補正指示を指示しているんですけれども、事業者からの回答がない状態ということで、許可はされていないという状況でございます。

最後に質疑表題2、②の2つ目ですが、国のFIT認定を事業者Amp株式会社は受けているかについてお答えいたします。

今般、再生可能エネルギー電子申請の事業計画認定情報公表用のウェブサイトにより確認を行ったところ、以前はAmp株式会社の本事業のための設立した法人であるAC9合同会社というところで認定されていたということを確認しておりますけれども、2024年10月31日時点が最新でございますが、岐阜県の認定リストには該当がないという状況でした。

経済産業省の資源エネルギー庁の認定失効制度によると、本認定の運転開始期限日から1年を経過したことにより認定が失効したか、廃止または取消しにより認定が無効になったというふう考えられます。お答えは以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 質疑よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） すみません、今の御説明で本市の太陽光条例については、施行前に協議の届出が出ているので現状のまま、ただ、時間が過ぎても太陽光条例による必要な規制等々は発行できないという理解になりますか。まちづくり条例のみが該当するというのでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） そうですね、今言われたように太陽光条例の施行前ということでございますので、まちづくり条例の基準に従って審査をしているというところでございますけれども、太陽光条例の附則のほうでも、その後、施行後ですね、そういった話についても、太陽光条例の内容について、事業者のほうが市長のそういった太陽光条例のほうもお願いできませんかというふうな努力というか、そういったこともできるよというふうな格好で附則に書いてございまして、ただ、今回、最後の指示事項を出したのがちょうど施行間際ぐらいということですので、ほぼ審査が終わって指示事項を出してしまっておるという状況ですので、なかなか今後の補正内容にもよりますけれども、基本的にはまちづくり条例での審査という形の状況になっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） まちづくり条例に関わっていつまでも事態が改善しないというか、ある状態から突然ぷつと止まって放置されているように市民の目線から見れば感じるわけですが、土地の関係者のこともあるだろうし、自治会側としても要望を出してやりますと言われたけど、その後放置されているという状態、これは正常な状態でないという認識が持てるので、時間の長さが例えば5年とか10年とか経過しても何にもそのまま放置されている状態については前の確認は無効化するような、そういう規制措置というのは条例上は適用はできないのでしょうか。そういうものの考え方はありませんか、どうでしょう。

○建築指導課長（今井亨紀君） まちづくり条例のほうに基づく可児市の開発基準要綱というのがございますけれども、そちらのほうで17条というところで、その審査の協議と協定の有効期間というものが設けられております。これについては、事業者が特別な理由がなくて何も行動とか連絡もない状態というものが1年以上あるときに、事業者のほうに協議の打ち切りとか、今回協議の打ち切りですけれども、協定の解除という通知ができる規定というものがございます。

実際5か年ほど過ぎておりますので、そういったことも適用という可能性もあるんですけども、条例よりも上の今の林地開発のほうの関係もございますので、そちらのほう例えば届出がというか、許可申請が廃止されたとか、やめられたということになってれば、こちらもそういった協議の打ち切りということは考えられるんですけども、今のところはそちらの林地開発の関係がございまして協議の途中ということで考えておりますが、先ほどお話ししたように、事業計画の認定のほうも恐らく失効のような状態になっておりますので、今後その事業の採算というか、そちらは事業者のほうの話になるんですけども、そちらのこともあると思いますし、さらには令和7年4月から盛土規制法の規制もかかってくるので、まだ現場としては着工していないということになりますので、太陽光発電の事業につい

ても、盛土規制法の関係の、逆に許可申請がまた増える格好になるかと思しますので、事業者にとってはさらに厳しい状況になっていくんだろうと思しますので、その辺を見ながら、こちらの条例による協議というのは見極めながらというか、時期がたってからまたお尋ねするということもあるかなあとは思っています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

そのほかの方、委員の方で質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

議事の都合によりまして暫時休憩といたします。

休憩 午前9時15分

---

再開 午前9時16分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、議題2. 報告事項(1) 可児市子どもの読書活動推進計画についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） よろしく申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

可児市子どもの読書活動推進計画（第5次）案の策定及びパブリックコメントの実施についてでございます。

まず策定の趣旨につきましては、現在の可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）が計画期間の終期を迎えるため、現行の4次計画の内容を見直し、第5次計画を策定するものでございます。

計画期間は、国・県の計画期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

計画書の構成としましては、計画書の目次の項目はここにピックアップしてございますけれども、4次計画の成果と課題並びに児童・生徒や学校関係者に行ったアンケート結果を分析の上、5次計画での考え方を示し、家庭や学校といった各場面における読書推進の取組を計画の中で示しております。

内容的には4ページを御覧ください。

概要版が載せてございますが、ここで要約して示しておりますけれども、市としまして、読書推進の目標としまして黄色でマーカーしてございます「子どもの発達段階に応じた読書環境の充実をめざすまち 可児」、サブタイトルとしまして「～笑顔と可能性を育むために～」という目標を掲げて取り組んでまいります。

次に、5ページを御覧ください。

これは、ちょうど概要版の裏面になるわけなんですけど、家庭、地域、幼稚園・保育園等、

それから学校、図書館といったそれぞれの場面での、どのような取組をしていくかを色分けして主な取組が記載してございます。

第4次計画同様、各取組を行っていくわけなんですけれども、特に力を入れていく点といましては、取組の中の真ん中の緑色の部分ですけれども、図書館における子どもの読書活動の推進の中の右側の白丸、ずうっと白丸が並んで取組が書いてありますけど、右側の白丸の上から4つですね。上からボランティアの育成と支援ということ、それから障がい児や外国籍の子供といった多様な子供たちの読書機会の確保、それから電子書籍の導入及びデジタル化の推進、次にカニミライブ図書館を活用した読書推進を進めていくと。この4つですね、特に力を入れてやっていきたいと思っております。

また、計画書自体、本体につきましては別添で添付しているとおりでございます。

次に、またちょっと3ページのほうへ戻っていただきたいと思っておりますけれども、パブリックコメントを実施していきますけれども、その内容につきましては、ここに記載のとおり期間と方法で市民の意見聴取を行っていききたいと思っております。

今後のスケジュールなんですけれども、パブリックコメントが終わりましたら出された意見等を含めて協議しまして、完成版を3月議会で報告させていただき、市民の方へ公表をしていききたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） ありがとうございます。

カニミライブに力を入れていくという話でございました。私もちょこちょこ利用させていただいているんですが、大分当初よりも利用者数が落ち着いてきたというような感じを受けているんですけど、今現在の利用者数がざくっとどれぐらいになっているのかと、あと今後その人数を推移させていくのか、また推進していくということは、やっぱりその辺りをどういうふうに増やしていくというような考えがあるのか少しお聞かせ願えればと思っております。

○図書館長（古山友生君） 今質問ありましたカニミライブでございます。ちょうど1年ちょっとたったわけなんですけれども、大分人的にも落ち着いてきております。

来館者数につきましては、これは前も御説明させていただきましたが、センサーを置いて、一部そのセンサーの下を通った人だけを数えるということですので、あくまでも参考値ということなんですけれども、大体月に4,000人から5,000人の方が来館されております。ですので、実際はもっとそれよりも多い数字の方が来館されていると思っております。

あと貸出者数ですけれども、これも月に大体3,000人ほどでございます。

貸出冊数につきましては、大体1万冊から1万1,000冊ほどが貸し出されているというような状況です。

特に、カニミライブは、ありがたいことに新規の登録者が非常に多いということでございまして、毎月100人から150人ぐらいの方、年間で3,000人ぐらいは新規で登録していただい



るというような状況となっております。

今後につきましては、当然たくさんの方に借りていただきたいというのもあるんですけども、あそこをつくったコンセプトからいって多くの方に本を手にとっていただく、本に親しんでいただくということをメインとしておりますので、必ずしもその貸出者数が多いとか、貸出冊数が多いということを目指していくというところではなくて、多くの方に本に親しんでいただければいいかなというところで考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方お願いします。

○委員（伊藤健二君） ちょっととんちんかんなことを聞いて恐縮だけど、学校図書館の貸出人数・冊数はすごいですね、現状の令和5年度から比べると。令和11年度、あと6年後に令和11年で目標を持って達成しようというんだけど、特に中学校なんかの冊数だと、あと12冊足せば目標達成ですもんね、到達ですもんね。

聞きたいのは、この目標値というのは、ほかは分かるんだけど、この学校図書館の人数とあれは微妙な要素もあって、子供の数が減って行って、努力して図書に親しもうという子供たちの率が上がっていても冊数に直結しないという配慮がありますよね。そういうことも含めて、この目標値というのは何か意味があってつくってみえるんですか。分かればちょっと教えてほしい。

○図書館長（古山友生君） 今までこの学校のほうの貸出数については目標値が全然定めていなかったという、4期までは定めていなかったんですけども、いろいろと学校教育課や学校とも話をさせていただいて、何かやっぱり指標となる目標値があったほうがいいんじゃないかということで上げさせていただいた数字でございます。

委員御指摘のとおり、実際今年から今年の数字を今拾っているということになります。今年の数字が基準となりますので、この先5年間本当に数字を通常ですと上げるという数字になってくるかと思うんですけども、委員言われたように児童・生徒数については下がっていくと。試算しますと小学校に関しては約2割ぐらい下がっていくということですので、現状維持の数字が言わば2割増の数字というふうに理解しております、こういった数字を目標に上げさせていただいたところが現状でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

○委員（山田喜弘君） 読書活動の推進で、今図書館長から説明を受けた真ん中のところで、電子書籍の導入及びデジタル化の推進とありますけれども、これは例えば電子書籍をどれぐらい用意するのか、どんな分野を用意するのかとか、予算措置についてどのように考えているのかちょっと教えていただきたいと思えます。

○図書館長（古山友生君） 電子書籍ですね、いわゆる電子図書館と言われるものなんですけれども、これを導入していきたいと。いろんな方に利用いただけるというところで考えておりますけれども、種類につきましては当然今子供の計画なので子供を切り口にしております

けれども、当然学校とも協力しながら教材として使える書籍ですね、1人1台タブレットを持ってみえますので、そこで同じ本を教材として見られるような格好で導入すると子供向けの本も導入したいと考えておりますし、当然いろんな各種分野、雑誌もですし、小説といった一般の方が見られるものも併せて導入を考えていきたいと考えております。

入れる冊数につきましてはそれぞれなんですけれども、今試算しているのは3,000冊ぐらいを皮切りに、どんどん増やしていきたいというふうには思っております。

当然予算が伴うものでございますので、計画的にということになると思うんですけれども、この計画書で示してあるのは、もうこの計画期間内にまずは電子書籍の導入第1弾を進めようというふうに考えております。

一応財政課のほうとも協議中ですが、令和10年度に入れられればというふうに今協議をしているところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 関係機関との連携協力の中で、岐阜医療科学大学が上げてありますよね。この大学の図書館って、私カニミライブとそっくりだと思っておりますよね、カニミライブを先取りしたのが先にできたようなふうな雰囲気ですよ。書籍も非常に優れていますし、例えば高校生辺りが医療系なんか志望した場合、非常に有効な施設ではないかなあと、その辺の連携の在り方みたいなのを具体的に何かお考えですか。

○図書館長（古山友生君） 連携につきましては、ここにありますように令和元年に協定を結んでおりますけれども、相互貸借といたしまして、医療科学大学にある本を可児市の図書館のほうで借りられるというふうになっています。逆に大学の生徒が大学の図書館で可児市にある所蔵の本を借りられるという、そういった相互で貸し借りができるということをやっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方。

○委員（奥村新五君） 1年ちょっとたったわけですけど、カニミライブについては。良品計画との関係、そしてその奥にいるヨシヅヤとの関係で何かあったのかという点が1点と、2点目は、1年ちょっとの間に、違った形での図書館スタイルですので何かトラブル的なことがあったのかをお聞かせください。

○図書館長（古山友生君） 良品計画とは非常に良好な関係を築いております、昨日も打合せといたしますか協議をしてきたところなんですけれども、非常に良好にやれております。

また、ヨシヅヤは良品計画からの又借りになりますので、直接ヨシヅヤに意見を申し上げるということはできないんですけれども、関係上。ですけれども1件ありましたのは、夏にちょっと冷房が効きが悪いということで、良品計画を通じてヨシヅヤに申入れをしたところです。申入れした後はしっかり冷房のほうを効かせていただきました。

また、これから寒い季節になりますので、昨日も良品計画に話をしましたけれども、しっ

かり暖房も効かせてくださいというような格好で、良品計画を通じてヨシヅヤにお願いをしているということでございます。

運営をしていくに当たってのトラブルですけれども、大きなトラブルは本当ございません。あるとすれば、やはり良品計画がセルフコーヒーをやっていますので、そのコーヒーをこぼしたとか、そういったところはちょこちょこありますけれども、大事に至る事故というものはございません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項(2)の可児市空家等対策計画【第3期】の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 報告事項(2)可児市空家等対策計画【第3期】の策定について報告いたします。

資料については6ページ、可児市空家等対策計画【第3期】概要版（案）、7ページ、可児市空家等対策計画【第3期】の実実施策の主な変更点、9ページ、可児市空家等対策計画【第3期】（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施についての3つと、別資料の可児市空家等対策計画【第3期】（案）の本編となります。

まず初めに、これまでの経緯を御説明させていただきます。

可児市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定により、市町村の区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年12月に策定され、計画期間を平成29年度から令和2年度までの4年を第1期とし、令和3年度から令和6年度を第2期として空き家等に関する施策を実施しているところです。

今年度計画期間の終期を迎えることから、空家特措法第8条及び可児市空家等の適切な管理に関する条例第7条に基づく可児市空家等対策協議会において、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を重ねてまいりました。

可児市空家等対策協議会は、10月までに3回の協議会を開催し、各委員から意見、助言をいただきながら協議を重ね、計画案を策定しました。

それでは、本計画案の策定概要を御報告させていただきます。

6ページの可児市空家等対策計画【第3期】概要版（案）を用いて説明いたします。

本計画の構成につきましては、第1章、計画の概要、第2章、空家等の現状と課題、第3章、空家等対策の基本方針と施策となっております。

初めに、第1章、計画の概要としましては、計画の目的、計画の基本的事項、空家等対策の位置づけとしています。空き家等の発生抑制や管理不全の空き家等の減少及び利活用促進

を目的とし、計画期間を上位計画と連動するよう令和7年度から令和10年度までの4年間、対象区域を市内全域としています。本計画は、可児市市政経営計画及び可児市国土強靱化地域計画を上位計画とし、第二次可児市都市計画マスタープランと連携する計画として位置づけております。

次に、第2章では、空家等の現状と課題として、概要版左側に概要をまとめております。まず現状として、既往資料による現状整理、令和5年度所有者アンケート調査の結果、第2期可児市空家等対策計画期間中の取組状況（まとめ）を掲載しています。これら現状の資料や調査結果の整理、アンケート結果、第2期計画期間の取組を踏まえ、現状から見た問題を洗い出し、最後に空き家等に関する課題としまして、空き家発生抑制のために啓発が必要であること、空き家等の適切な管理及び利活用に対する意識づけが必要であること、状況改善に向けた所有者への助言や指導が必要であること、空き家等の除却への支援が必要であること、この4つに集約しております。

続いて概要版右側になりますが、第3章として、空家等対策の基本方針と施策となります。空家等対策の基本方針として、6つの基本方針とそれに対する施策をまとめております。

1つ目は、空家等の実態把握になります。空家等実態調査の実施、所有者等意向調査の実施、空き家等データベースの更新・維持、位置情報の共有の3つとなり、基本的にこの3つは第2期計画からの継続となりますが、見直し事項といたしまして、現地調査から分析までタブレット1つで行える環境を整え、リアルタイムで分析が行えるようなデータベースを構築します。

2つ目は、空家等に対する相談への対応になります。市における窓口の一本化、専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立、この窓口制度は第2期からの継続になりますが、第2期の期間中に専門知識を有する団体等と協定を結んでおります。

次の空き家の相続に関するパンフレット等の作成は新規施策となり、今までも個別でチラシ、リーフレットを作成していましたが、相続登記や売買、除却等の一連の流れから補助金制度などを全てまとめたパンフレットを新たに作成し、可児市ホームページにも掲載し、広く情報を提供します。

次の空家等管理活用支援法人の検討、これは空家等対策の推進に関する特別措置法改正によって設けられた制度で、市町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定して、支援法人が所有者への普及活動や相談、適切な管理のために必要な援助を行うものです。そこで可児市においても中長期の課題として、第3期空家計画の中で支援法人の活用方法を検討していくものです。

3つ目は、空家等の適切な管理の促進になります。適切な管理がされていない空き家への所有者への指導は既に行っている施策ではありますが、第3期で明記しました。空き家等の適切な管理に関する啓発、空き家等の発生抑制や空き家に向けた事前準備に関する啓発は、第2期計画からの継続となります。

4つ目のマンション管理適正化推進計画の検討ですが、老朽化を抑制し、周辺への危害等

を防止するための維持管理の適正化や老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組強化のため、マンションの管理の適正に関する法律が改正され、令和4年からマンションの管理に関する計画を各自治体が認定するマンション管理計画認定制度が始まりました。リフォーム融資の引下げ、要件を満たせば固定資産税の減額が受けられるなどのメリットがある制度となっております。

それを受け、令和5年に市内にある分譲マンションを対象に現在の管理状況、マンションの管理計画認定制度の利用の意向についてのアンケートを行いました。認定制度への要望は今のところないとの結果となりました。そこで第3期計画の中の中長期の課題としまして、引き続き意向を確認し、啓発活動、情報収集を行っていきます。

4つ目は、空家等の利活用の促進になります。所有者と地域における利用意向とのマッチングは第2期からの継続になります。PPP（官民連携）の活用は新規取組となります。地域の様々な状況、課題に対応するため、民間のノウハウや活力を生かしながら空き家等の利活用を進めていきます。

次の家財処分に関する助成制度の新設も新規取組となります。所有者アンケートでの売却に向けた動けない大きな理由として、家に家財がそのまま残っていることが上げられていたこともあり、費用の一部を支援する方法を構築します。

次、空き家・空き地バンク制度の見直しは第2期計画からの継続になりますが、中長期の課題として制度の周知や状況に合わせた見直しを行い、使いやすい制度にしていくことを検討します。

5つ目は、空家等の除却及び跡地等の利活用の促進になります。空き家等の除却に向けた助言・指導、空き家の除却に関する助成支援の見直し、税優遇制度等の周知の3つは第2期計画からの継続となります。

4つ目の財産管理制度を利用した空き家等への対策は新規施策となり、今までは利害関係人のみが請求できた相続財産清算人の選任が、空家等対策の推進に関する特別措置法改正により市町村長にも選任請求が認められたため、この制度を利用して相続放棄され、相続人が不在となった空き家の管理処分の対策についての検討、整理を進めます。

6つ目は、管理不全空家等及び特定空家等の対策になります。管理不全空家等及び特定空家等に関する判断基準の検証、管理不全空家等及び特定空家等に関する判定の手続、管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の3つになり、基本的に継続となりますが、空家特措法改正にて管理不全空家等が規定されたことにより、可児市の事務処理マニュアルを必要に応じ見直しを行います。

次の空家等対策の推進体制に関しては、第2期計画を踏襲しており、空家等対策協議会との連携などを示しております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、9ページの可児市空家等対策計画【第3期】（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施についてを御覧ください。

令和7年1月9日木曜日から1月30日木曜日の22日間の期間において、パブリックコメン

ト（意見募集）を実施する予定としています。意見募集終了後、頂戴した意見に基づく計画案の確定及び結果資料の作成を行い、2月中旬の庁議を経て、2月中旬頃には市ホームページ等にてパブリックコメントの結果の公表を行う予定でございます。その後3月議会の建設市民委員会において、パブリックコメントの結果を御報告させていただく予定であります。計画の公表は4月1日火曜日を予定しております。

私からの報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 今の中で私一番気になったというか注目しているのは、6ページの3章の2番ですね、空き家等に関する、その最後の部分に空家等管理活用支援法人の検討という項目があるんですけど、これは具体的なイメージをちょっとどういうふうなのか教えてください。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 一応まだ、この間岐阜県内で大野町が指定されたというのが初めてあったんですが、不動産会社とか、司法書士とか、弁護士とか、そういったメンバーになっている法人をつくりまして、それで計画を立てまして市の募集要項に応じた認定をいたしまして、直接いろんな不動産業者であったり、司法書士、相続の関係であったり、そういったものが一度に専門的な相談ができるような支援法人、そういったものをイメージしております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 分かりました。

以前にちょっと正式名称を忘れたんですが、空き家活用プロ集団という、これは法人じゃなかったんですが、こういうものが立ち上がっているんな、これは今でいう行政、司法書士とかそういう不動産屋じゃなくて、具体的には空き家を維持管理するようなプロ集団ができたはずなんですよ。あれはどうなりましたか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 今でも活動はしております。近所の方から苦情があって、土地の所有者に適正管理のお願いをするんですが、そのときにはプロ集団の紹介も一緒にしております。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

いずれにしてもちょっと空き家はどんどん増える、私ども団地に住んでおると非常に切実に感じておるといふか、非常に苦情が絶えないんです。少しでも前にとするんですが、もう増えるほうが多いんじゃないかなあということで、取組も何かのブレークスルーが必要じゃないかということで、今のここで支援法人を云々というのは、いわゆる民間の活力の利用ということですので、この部分を期待しております。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 第2章の空き家等に関する課題の中にもありますが、空き家発生抑

制のための啓発が必要ですか、利活用に対する意識づけが必要ということなのですが、やはり今後も空き家予備軍というところとあれですけど、現に今は所有者がおられて、この前までは住んでいたんだけど、施設のほうにもうお世話になったりですか、相続された方が管理には来ていたんだけど急に来られなくなったとかというのがあるかと思うんですけど、そういうところへのアプローチですか、そういうような対策というのは何か具体的に今考えられるところがあるんでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） まず今やっていることとしましては、固定資産税の納税通知書の中に相続が義務化されましたので、そのことをアピールするためのチラシは毎回入れております。

あと今年、自治会の回覧のほうにパンフレットをちょっと作成しましたので、それを入れて、そこの相続の話とか、あとは解体、除却の助成制度の話とか、そこら辺の話をまとめたものを8月に一度全自治会に回覧させていただいております。

それも含めまして、3期の3章の基本方針2の中で、全てそれらを、今まで割とばらばらのチラシになっちゃっていますので、それを全部まとめた、一目見て一連の流れが分かるような新しいパンフレットを作って、また皆様のほうに配付、またはホームページのほうで公開するように考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項(3)の東濃鉄道路線バス帷子線のさつきバスへの移行案についてを議題といたします。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 9月の建設市民委員会でも御説明させていただきましたが、7月に運行事業者から提出された帷子線の今後の在り方につきまして協議してきました。

利用者の方々の御意見や運行事業者、市のメリットなどを勘案しまして、現行の路線バスからさつきバスへ移行することを前提に現在協議を進めております。

利用者の皆様からは、さつきバスと比べて路線バスの運賃が割高であるとか、バス停から目的地までの距離が遠いなどの御意見をいただいておりますが、さつきバス化しますと料金が平準化され、ルート変更、それからバス停の位置について、利用者の皆様からの御要望にも寄り添えるよう市の考えで変更できるというメリットがございます。

現行の路線バスは日曜、祝日も運行しておりますが、さつきバスは運行しておりません。利用状況を確認してからとはなりますが、日曜、祝日の電話で予約バスの運行も検討することができるようになります。

財政負担につきましては、現行の年上限700万円より増額となることが予測されますが、

ほかのさつきバス路線と同様、県の運行補助金などにより負担額を抑えることは可能です。

今後地元の自治連合会への説明、それから可児市地域公共交通協議会や関係機関との協議を重ね進めてまいります。

運行開始時期につきましては、関係機関との協議にもよりますが、令和7年の10月頃を予定しております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関して質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 令和7年10月ということであまり時間がないと思うんですが、客数が今十何万人ですね、たしか帷子線の客数がね。それ以上は絶対に見込めると思うんですよ。でも、当然運行本数であったり運行ルートであったりするんですが、その辺ルートの、今団地のメインルートを通っているんですが、それをもっと細かくにする予定とか、あるいは客数をどの程度に設定して移行するのか、その辺もし案があれば教えてください。

○都市計画課長（柴山正晴君） 基本的にさつきバスのルートにつきましては、今おっしゃられたとおり幹線道路をメインに走らせておりますので、今のところ細かな生活道路、もうちょっと狭い幅員の道路を走らせるというような予定は現在ございませんが、その辺は市のコミュニティバスとなるということですので、皆さんの御意見をお聞きしながら検討していくことになるというふうには思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 具体的に道路ですが、幅員4メートルでは厳しいですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 今のコミュニティバスはポンチョ形で小型のバスでありますので、通ること自体は問題はないかと思いますが、帷子のほうの団地、特に道路が一見ちょっと細いところもありますし、路上駐車等ちょっとございますので、バス停の設置等もいろいろ考えますとなかなかちょっと難しいのかなあというふうには今のところ考えております。

○委員（酒井正司君） 具体的に、確かに運行状況を見ていると本当にさつきバスと一緒に、東鉄バスが空気を運んでいるような非常に気の毒な状態ではあるんですが、非常に頼りにしている人もあり、あるいは運行時間、本数に非常に不満を持って何とかならんかという方もいらっしゃるんです。そういう人たちをぜひとも救済したいと思うんですけれども、その辺今後の進め方ですね、例えば自治連合会とか、あるいは各団地ごとにとか、そんなような今後の進め方について教えてください。

○都市計画課長（柴山正晴君） 先ほどちょっと触れましたが、今後自治連合会のほうに説明させていただきまして、可児市地域公共交通協議会、それから運輸支局等の協議を進めてまいります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方お願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(4)の名鉄広見線（新可児～御嵩間）についてを議題といたします。



この件に関して執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）につきましては、現在、令和5年2月に締結しました名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書及び名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の今後の協議に関する合意書により関係する御嵩町、八百津町、本市の3市町及び国・県、名古屋鉄道と令和8年度以降の取扱いについて勉強会を開催し、協議を行っております。

協定期間が令和5年度から令和7年度末までで、残り1年と数か月となりましたので、勉強会での協議内容及び今後について報告させていただきます。

御承知のとおり現行は御嵩町が7,000万円、本市が3,000万円を支援し運行しておりますが、令和5年の協定により持続可能な代替手段を勉強会で検討してきました。代替案としましては、第三セクター、バス転換、施設の維持管理費や施設整備と運行業務を別で行う上下分離が考えられます。

各代替案ともメリット・デメリットがございますが、バス転換以外は自治体の費用負担が大きくなることが明確でありますので、採択するにはかなり高いハードルを超える必要があるというふうに考えております。

各市町によって考え方に温度差がありますので、勉強会としましては、みなし上下分離とバス転換の2つに選択肢を絞りまして、今後は3市町の首長協議に諮りまして、令和7年度からは代替手段について具体的な検討、準備に入る予定でございます。

ちなみに、みなし上下分離といいますのは、土地、施設の所有は運行事業者、施設の維持管理や設備投資は自治体で、運行は運行事業者が行うというものです。

今後につきましては、その都度御報告させていただきます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして質疑のある方はお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 今朝の中日新聞で、御嵩町長は令和7年の6月に判断するという発言があったんだけど、そのところのシーンはどうなんですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 令和7年の6月という年月につきましては、次の今の中学3年生の方の進路希望の時期であるというふうに県の協議会からも聞いておりますので、それまでには遅くとも結論を出さなきゃいけないということで3市町とも共通認識を持っております。以上です。

○委員（川上文浩君） 流れでいくと6月に上下の分離のみなしでいくのか、それかバスの代替に行くかという、具体的な方法は6月に決定するというものでいいですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） はい、その6月までにはもう方向性は決まっているという認識でおります。

○委員（川上文浩君） となると、その部分というのは来年度予算については、もう確保して債務負担行為としてやっていくんだけど、その辺のところのこういう議会への説明とか、市民への説明というのはどういう、手順とかですね、そういうのを考えてみるかちょっと教えてください。

○都市計画課長（柴山正晴君） 先ほどもちょっと触れましたが、今後3市町の首長の協議に諮りますので、その中で具体的な進め方等が決まってくるものというふうに考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） その都度その首長の協議の進展状況を議会のほうに報告してくれるとこのようなことでいいのかな。

○都市計画課長（柴山正晴君） 協議の結果につきましては、その都度御報告させていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はお願いいたします。  
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項(5)リニア中央新幹線工事の進捗状況についてを議題といたします。

この協議につきましては、正・副委員長で判断いたしまして執行部に報告を依頼したものです。大局的な説明をしていただくために、管財検査課長にも出席をしていただいておりますので御承知おきをください。

それでは執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） では、まず都市計画課から説明させていただきます。

まず現在トンネルの掘削の現状、掘削の距離、排出量などについて説明させていただきます。

資料の10ページを御覧ください。

第1中京圏トンネルの大森工区は全長約4.9キロのうち、隣接する多治見市の工区との工区境から約1.1キロまで掘削しております。非常口トンネルと本工との交差点からは約1,050メートル掘削しております。具体的には、県道の主要地方道多治見白川線を少し越えた辺りまで現在進んでおります。

発生済みの土量につきましては、約24万立米となっております。

大森財産区の要対策土の仮置場の利用状況につきましては、先ほどの発生土量24万立米のうち要対策土としては約2,000立米、これは昨年夏以降、要対策土としては発生しておりませんので、前回の御報告からは変化がないというような状況でございます。

私からは以上です。

○環境課長（太田武則君） 私からは、JR東海が主になって行いましたアンケートがございまして、アンケート、水の利用状況等というものについて報告がありましたのでお伝えします。

アンケートを対象地区といたしましては、大森新田地区と平林地区全戸配付、約330件配付しております。回収件数といたしましては102件でございます。

そのうちアンケートで把握できた井戸の数でございますが、50件となっております。以上でございます。

○管財検査課長（日比野 聡君） 私からは、大森財産区の残土仮置場の賃貸借契約につきまして、最近と今後の動向につきまして御説明いたします。

J R 東海のほうから、土地の使用に関する賃貸借契約書の変更協議の依頼がございました。日付順で申し上げますと、6月28日にJ R 東海のほうから財産区管理者に賃貸借契約書の変更に関する協議の申入れがございました。そこで、7月1日に財産区管理者から財産区に変更協議の申入れがあった旨を報告しております。これを受け、7月22日に財産区から財産区管理者に契約変更に応じるための5つの条件が示されております。

申し上げますと、まず1つ目として契約変更に至った要因を示すこと、2つ目に具体的な契約期間を示すこと、3つ目として現状での適正な借地料を提示すること、4つ目、現時点での要対策土の最終処分地及び方法を示すこと、最後に、契約終了時には現行契約書第6条を遵守し返還することの以上5つでございます。

8月8日に財産区管理者からJ R 東海に契約変更に応じるための5つの条件をお伝えしております。

そして、11月15日にJ R 東海のほうから財産区管理者に5つの条件に対する回答が提出されました。

5つの条件の中で、特に2つ目の具体的な期間と4つ目の要対策土の最終処分地と方法の2点が重要なことであると認識をしております。

2つ目の具体的な期間につきましては、回答としては現在契約期間について精査中のため、別途報告いたしますとの回答でした。別途報告の時期につきましては、リニア進捗予定について言及することになりますので、かなり慎重に協議されているものと推察しておりますが、年明けをめどに示していただけると伺っております。

あと4つ目の要対策土の最終処分地及び方法につきましては、仮置場にある区分土は期限内に必ず場外へ搬出します。最終的な処分方法は、鉄道施設等の自社用地での封じ込めにより対応することを基本と考えておりますが、自社用地の確保が難しい場合は行政から許可を受けた専門業者への持込み等により対応をします。現在精査中の工事期間の工期末の1年前までに最終的に処分方法を決定したいと考えていますとの回答でございました。

この4についての回答の中に、期限内に必ず場外へ搬出しますと明記されており、場外搬出をJ R 東海が明言されたことにつきましては、契約変更についての良否を判断する上で大変重要なことであると認識しております。

そして、11月22日に財産区管理者から財産区に5つの条件に対する回答を報告しております。J R 東海が年明けに契約期間を提示するよう現在確認調整を進めているとのことから、その内容を受け契約変更協議に応じる、応じないの判断が財産区においてなされるものと思われまます。

私からは以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは質疑もないようですので、この件は終了といたします。

続きまして、報告事項(6)可児市地球温暖化対策「可児市版GX」の進捗状況についてを議題といたします。

この件に関しましても正・副委員長の判断で執行部に報告を求めました。

それでは執行部の説明をお願いいたします。

○環境課長(太田武則君) 報告事項6番、可児市地球温暖化対策「可児市版GX」の進捗状況について報告させていただきます。

可児市版GXの資料になりますが、11ページを御覧ください。

本市では、2022年、令和4年7月5日に可児市ゼロカーボンシティ宣言を行っております。その中で豊かな地球環境を将来世代につないでいくため、市民、事業者、他自治体等と連携して地球温暖化対策に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しております。

本市における地球温暖化対策実行計画では、市全体としての計画である区域施策編と市が一事業者としての計画であります事務事業編がございます。また、可児市地球温暖化対策実行計画を推進するため、具体的なステップやアクションプランをロードマップとして示した可児市ゼロカーボンシティ推進計画というものがございます。これらいずれも温室効果ガス、二酸化炭素排出量削減に向けた取組を示したものでございます。

可児市版GXでは、市民、事業者の意識・行動の変容により、市の成長や新たな魅力の創造を行うことを目的といたしまして、そのために市民、事業者と一体となってGXに取り組むことが必要と考えております。

2030年度までに温室効果ガス排出量の46%削減に向けて、現状といたしましては、可児市地球温暖化対策、GXの推進実行組織内での会議を経て、本年7月3日にGX推進委員会で施策の推進のための協議を行い、同月9日にGX推進本部におきまして、可児市版GXにおける行政の率先行動に位置づけましたGXアクション重点事業の計画的な実施を決定いたしております。

2030年までのGXアクション重点事業は資料にもございます次の3事業でございます。

1つ目、太陽光発電設備等の設置、2つ目、照明設備のLED化、3つ目、次世代自動車への移行でございます。これらの市による行政の率先行動の取組を市民や事業者の方々へ可視化し、その目的や計画を市民の方々に伝えることでGXに対する興味や関心を持っていただき、その上で地球温暖化対策、温室効果ガスや二酸化炭素排出量の削減に向けた取組について、自分のこととして捉えてもらえるよう意識・行動変容につなげていきたいと考えております。

地球温暖化対策に向けて、市民事業者の方々の意識・行動変容は必要不可欠であります。そのためには、市民、事業者の方々への啓発が最も重要と考えております。

可児市版GXに基づきまして、行政の率先行動により、市民、事業者の方々には意識・行動の変容につなげるよう啓発を進めることで、改めて市の成長や新たな魅力の創造につなげていきたいと考えております。

進捗状況についての報告は以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 実行計画の目標値って、これは市で幾つ下げるといって決めていなかったですね、たしか。全体でというのは聞いてはいますが、市が担当する中でどれぐらいというのがなかったと思っているんですけど、またそれと割合的にも、全体からいうと市単独でできる、この3つの重点でやることで減る部分というのはかなり少ないと思うんですけど、やはり重要になってくるのは、それをやることによって市民の皆様はどういうふうに応用して行って、市が率先してやっているから皆さんもお願いしますというところだと思うんですけど、その辺りが最大限配慮するというだけだとちょっと不安なところがあるんですが、今どのように考えているのか教えていただけますか。

○環境課長（太田武則君） まず市の一事業者としての目標でございますが、先ほどの資料の右上にございます事務事業編のところ、事務事業編でいきますと、中期目標といたしましては2030年度までに70%の削減というまず目標を持っております。

それで、今回GX版でお示ししました3点につきましては、これは実は国のほうからいろいろ文書が出ておまして、地方公共団体保有施設における太陽光設備等の導入目標設定及び取組の促進ということが出ておまして、この中で地方公共団体においては、区域の事業者、住民の模範となるよう設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備等を設置するよというふうな通達も来ております。

それで、この3つのうちの例えば太陽光発電の1つ目でございますが50%以上、こちらに合せて2030年度までの目標というふうにはまず市は設定しております。

それで先ほどおっしゃられたように、まず市が一事業者として率先的な行動を示すことによりまして、特に可視化といたしまして、やるにしても市民の皆様とか事業者の皆様の目につきやすいようなもの、それができると一番いいかなと思っております、まずは見ていただきまして、非常にお伝えしにくいんですけども、可視化によりまして意識を持っていただくというのが今の可児市版GXの進め方ということでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） ありがとうございます。

もう一点、可児市とするとやはり産業部門で出る部分がかかなり大きいというところと、あとやっぱり産業ですとエネルギーをどうしていくかというところに課題があるかと思うんですけど、企業、特に工業団地等多くあります。その中で、一緒になって排出効果の少ないエネルギー源の開発というところなんかには進んでいく計画というのは持っているのでしょうか。

○環境課長（太田武則君） 今おっしゃられた中でいきますと、まず先ほどの私どもが自分たちでまずお示ししまして見ていただくというのは、市民の方もそうですし、事業者の方も同じように見ていただくという中で、今現状でいきますと特に事業者の方を中心に、何か新しいこと始めていくというのはちょっと現時点では予定しておりませんが、引き続き市民の方々含めて事業者の方につきましても、いろんな情報を提供させていただくということは啓発につながるといいますので続けていこうと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方お願いいたします。

○委員（酒井正司君） 2030年までに太陽光発電とLED照明と次世代自動車、この3つということで、太陽光発電とLED照明は市の施設という限定なのでクリアできると思うんですが、問題はこの次世代自動車ということ。これは民間の財産の話なんで、2030年というと6年しかないですよ。6年というと大体車は何年乗られるか分かりませんが、もう今すぐの話ですわ、これね。でないとなら間に合わないんですが、現代の次世代自動車の普及率って市内どれぐらいなんですか、今。

○環境課長（太田武則君） すみません、ちょっと説明が足りなかった部分がございますが、先ほどの今の3つの目標の次世代自動車の50%でございますが、これは一事業者の可児市としまして可児市役所ですね、この目標が今50%ということでまず設定してございます。ですので、一般的にイメージしていただきますのは、私どもが市の中で使っております公用車の次世代自動車の割合を50%以上にしようという目標でございます。

○委員（酒井正司君） ということは、この文言とちょっとずれがありますよね。これだと市全体というふうに私は取ったんですが。公用車は簡単ですわ、1、2と一緒でね。これはどういうふう。もう一回確認しますが、市全体を50%にするのか公用車に限定なのか。

○環境課長（太田武則君） すみません、ちょっと表現の足りないところがありますが、全部市の公用車でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

ございませんか。

○委員（伊藤健二君） 今の次世代自動車ですが、ハイブリッドは次世代型という意味の概念に入るんですか。電気自動車、それからハイブリッド、トヨタ自動車なんかでも幾つものレベルがありますよね。だから、そういう点でいうとガソリンも使うけれども、主力をそっちへ持っていくというやつを含めた、じゃないと公用車は大変なんじゃない、電気自動車に買いそろえたら。どうでしょう。

○管財検査課長（日比野 聡君） 公用車を管理しておりますので、こちらのほうからお話しさせていただきます。

ハイブリッド自動車も今のこの次世代自動車としての取扱いになっております。あと加えて、EV車も加えてということですね。

○委員（伊藤健二君） 以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方お願いいたします。

ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑もないようですので、これでこの件は終了といたします。

ここで10時30分まで休憩といたします。執行部の方ありがとうございました。

休憩 午前10時18分

---

再開 午前10時28分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたしたいと思えます。

次に、3番目の協議事項の1番、公共交通についてを議題といたします。

既にグループウェアで共有済みですが、秋の議会報告会視察のまとめを掲載しております。

これらについて御意見を伺っていききたいというふうに思いますが、資料は12ページからです。

12ページに、兼山地区センターでの議会報告会、ここににつきましては、まとめとして高齢化と人口減少が進む兼山地区においては、さつきバス、YAOバスは地域の人々にとって大変重要な移動手段であると、利用者からはバスダイヤの時間帯、便数、乗り継ぎ、行き先、デマンドバスの転換等について改善の意見がありました。今後、自動車免許返納などにより移動手段を持たない人の増加が予想されます。公共交通機関により容易に目的地に行け、帰ることができるよう地域の利用ニーズに合った改善が必要であり、それに応えていくことが必要かなというまとめにいたしました。

それから、15ページからは、桜ヶ丘の地区センターでの議会報告会、ここは先ほどもちょっと話がありましたが、桜ヶ丘地区は病院や買物、通勤等で多治見市との結びつきが強く、私鉄のバス路線もほぼ多治見駅への路線であり、移動支援では地域を超えて多治見市への送迎が多く利用されている。こうした現状の下高齢化が進む中で、桜ヶ丘ハイツ内の公共交通による移動、桜ヶ丘ハイツから可児市内への私鉄のバス路線を含め、公共交通機関による移動をスムーズに行えるよう考えていく必要がありますと。また、さつきバスや電話で予約バスなどについて利用方法の周知が十分でないと考えられるため、住民への周知活動も必要であり、そして今後公共交通機関の在り方を考えていく上で、高校生など若い世代の意見も聞く機会を設けていきたいというまとめにいたしました。

それから、次に18ページからは、各務原市への委員会としての視察報告書でございます。皆さんにそれぞれ感想をいただきました。

それで、まとめといたしまして、各務原市の利用促進の取組の中でチョイソコ通信など、

当市においても紙媒体による生活に結びつく情報を利用者に提供し、バス利用者を増やすよう取り組むことは有効と考えます。こうした情報をダイレクトに届けるには、チョイソコかかみがはらの会員登録制度は有効であります。また、こうしたバスの運行等について積極的に説明会等により市民へ周知していることは、市民の意見が反映しやすくなるとともに、利用者の増にもつながるものと思われまます。

そして、AIを活用した運行の効率化や運賃のキャッシュレス決済は、利用者、運転手等の負担の軽減にもつながっていると考えられます。

経費面では、企業スポンサー制度で運行経費を補完するとともに、企業と連携することによって情報の提供や利用者増にもつなげられるのではないかと思います。

いずれにしても、当市の状況を鑑み、将来計画の中で取り組むもの、また喫緊の改善で取り組めるものなど、参考となる点が多くありましたということでございました。

これらのことについて、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、御意見のある方はお願いいたします。

報告書の中でほとんど市民の皆さんの意見もまとめていただきましたし、視察ではそれぞれ委員の方の所感、意見等もまとめていただきましたので出ているかと思いますが、これらにつきまして御意見がある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 桜ヶ丘地区、兼山地区、あと帷子地区といろいろ意見を聞かせていただきました。

全体としてやはり公共交通というよりは地域の足とすると、各エリアでの生活圏というのが違っていたなという、そこでの移動手段というのをまず考えなきゃいけないかなというふうに思いました。桜ヶ丘地区であればやはり多治見市とのつながりが強いですし、兼山地区のほうもイメージとすると、私たちはやっぱり市内のほうにというイメージがあったんですけど、聞いてみると川を渡った向こう側というような、ここの生活圏が大きいということだったので、それを考えますと、やはり地域の足はまず地域の足で生活圏に合ったエリアで、市をまたいででもそれは確保するべきだろうなというふうに思いました。そこからそれを巡回する部分、市の中心部に向かう部分に関しては、どちらかという直通のような形で1本、2本回すような形のほうがいいのかなあというふうに思います。

全体的に自分ところのエリアを回って、中心部に向かって、また中心部でもぐるっと回ってというような、今のさつきバスの路線よりは乗り継ぎのハブ的な停留所をしっかりと整備して、そこで乗り換えてでもエリアの中で動く部分はエリアの中で動く部分、それを中心部に向かう部分は中心部に向かう部分という形で分けてやるというのが、各務原市がもともとその路線バスですとか鉄道がしっかりしているのでそういう考え方でつくられているんだなというふうに思ったんですが、そういうことを基本に、だから基本から考えなきゃいけないというようなことになってくるのかなあというふうには思います。

そうした場合に、やはりこの議会から交通網形成計画のほうにどういうふうに意見を述べていくかという意見書をまとめて出すのか、そこに参加させていただくのかというのをちょ



っと委員会のほうでも考えなきゃいけないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） やはりこの委員会としたら、その可児市地域公共交通協議会にどう提言していくかということが大事なので、その内容についてより具体的にやるのか、それとも理念とか方針とか、そういうものについてやるのかは決めたほうがいいというふうに思います。

それで、やはり各務原市を見て思ったけど、やっぱりあそこは商工振興課がやっているんですね、だから目線はやはりそちらも物すごく入っている。可児市の場合で見ると、可児市はもうほとんどいろんなものが混ざって、全部観光から生活から、いろんなものが混ざった路線とダイヤになっているんで、もう特化したほうがいいというふうに僕は思っているんで、例えば買物に特化する、医療施設に特化するとかですね、地域に特化したものをより利便性の高いものにしていくと。そこにまた観光だの何だのを入れていくと、もうとにかく何もかももうまくいかなくなってしまいうということがあるので、目的別なもので一度は我々も考えて、簡単な路線でもいいからつくってみて、それを担当課とよく協議しながら可児市地域公共交通協議会に提案していくということが必要だろうと。

そうするとやはり大きいのは、各務原市の商工振興課の場合はしょっちゅう利用者と懇談しているわけですね。じゃあ可児市の場合都市計画課が担当していますが、都市計画課の職員ってバスに何回乗ったんですか、どれだけ利用したんですか、どれだけその利用者と意見交換したんですかということ、今までやったものをもう一回明確にしてもらって、多分ほとんどやっていないんじゃないかと。

やはり乗ったり聞いたり、自分で乗ったり、それから自分たちで聞いたりですとか、それでやらないと絶対うまくいかないんで、その辺のところをもう一度リサーチした上で、もう一段階、この委員会は今までずっと調査・研究をやってきたもんですからステージを上げて、どこまで提案、提言していくのかというのは時間が決まっていますので、この最後にスケジュールがありますけれども、このスケジュールにのっとって具体的にじゃあ何を出すのか、どこまでやるのか、そして次にどういうところを最終的に可児市地域公共交通協議会に提案していくのかということまで落とし込んでいったほうがいいんじゃないかなというふうには思います。だから、我々もまだ調査・研究が必要だということだと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、お願いしたいと思いますが。

○委員（酒井正司君） 今のおりなんですけど、先ほどの説明を聞いて、例えば帷子線の話、あるいは御嵩町の話なんですけど、いわゆる議会というのが一切出てこないですね、当然。だから今までルート、いわゆる議会の意見が反映されることがなかったということだと思うんですね。

だから、やっぱり今の可児市地域公共交通協議会にどういうふうに接していくのか。その接し方、あるいはそれで持ってくるテーマをしっかりと絞り込んで、今までこれだけしっかり

市民の意見を集約してきたし、さらに必要かもしれませんので、その辺いわゆる可児市地域公共交通協議会との在り方、議会としての、委員会としての存在の意義というものをもう一度確認しなきゃいかんのではないかなあと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、お願いしたいと思いますが。

○委員（川上文浩君） やはり総花的な路線図とダイヤではもう駄目だということはよく分かったので、特に感じたところはやはり本数、それから時間ですね。あまりにも利用本数が少なくて時間が短い、帰りの便もないというところなので、そのところをやはり生活を主体にしてやっていく。

それから、名鉄の件が今度入ってくると思うんですけど、そうなったときにやはり学生の足をどう確保するかというのが最優先事項になってくるので、御嵩町のほうから可児市のほうの学校へ通う、また可児市から御嵩町のほうの学校に通うとなると、そのところは1つまた新たに入ってくる。それは別に分けて、今のさつきバスを含めた公共交通の在り方については特化したものができるように、そういった意見をまとめてしっかりと出す、具体的に出すということがやらないと、多分市地域公共交通協議会の中では総花的にこれもあれも、あれもこれも盛り込んで結局また同じようになってくると、利用者にとってみると非常に使いにくいものになっていく可能性があるので、各務原市のように循環バスと、それから電話で予約するバスとかをうまく組み合わせながら日頃の生活にどれだけの足しになるのかということ、また、土・日に関しては、今度はじゃあ観光なら観光に一部変えるとか、様々なやり方を組み合わせてやっていくというような形にしていく必要があるのかなあと思っているので、委員会としてより具体的な提案ができるように委員長にはお願いしたいなというふうに思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、お願いしたいと思いますが。

○委員（奥村新五君） 今までに視察してきた中のことを、都市計画課にどういうふうに今後アプローチするんですか。どういうふうにまとめて、どういうふうに提言するのか、提言を取り上げてくれるのか、何かそこら辺がちょっと分からない点なんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） それを皆さんの意見を聞いてまとめていきたいなというふうに思うんですけど、今それぞれ言われることもちょっと違いますし、まだもう少し、また今後のスケジュールにも影響してきますけど、桜ヶ丘の議会報告会で出ている若い人の意見を聞くとか、あとまだ中心部で意見を聞いていないという点もあります。その辺をどうするかというのを皆さんの意見を聞きたいと思います。

この委員会として公共交通に関してどう考えるかと、先ほど川上委員のほうから名鉄は別にしたほうがいいんじゃないかという話も出ましたんで、名鉄というか広見線関係は。それを別にするのかというのを皆さんでちょっと意見を聞いて、そこはまとめていきたいなというふうに思うんですわ。だから、それを要は前から話していますように、次期地域公共交通

網形成計画に今まで聞いてきた市民の皆さんの意見を反映してもらうような形で、今まで聞いた市民の意見の皆さんから委員会としてこう考えるというのを導き出して、それを地域公共交通網形成計画に反映していただくというような形で進めていきたいなというふうに思っていますけど、まだちょっと全部まとまっていますので、これから時間はないんですが、まとめていきたいというふうに思います。

○委員（奥村新五君） どの部署に。都市計画課なのか市地域公共交通協議会にそういう機会を持ってもらえるのか、そういうことが聞きたいんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） 執行部のほうへ提案していけばいいと思うんですけど、執行部のほうへ、市長宛て。トップ責任者は市長なんで市長宛てになるかと思えますけど。

○委員（奥村新五君） この委員会が市長に答申するわけ。

○委員長（伊藤 壽君） 今のところそういう考えで進めております。それを議会としてということなら、またそれはそれでほかのところで協議、委員会で協議してもらうということになりますけど、議会としてやる、この建設市民委員会の話を議会として執行部のほうへ伝えるということなら、それはそれでまたもう少し別の委員会というか議会運営委員会とかそういったところで協議してもらうことになると思うんです。ここでつくった意見というものを。というふうに考えていますけど、そこら辺はまた皆さんの判断にもよると思います。

○委員（奥村新五君） どこがその計画の主体性を持っているの、部署は。

○委員長（伊藤 壽君） それは今まで話してきましたように、都市計画課が公共交通機関の所管ですので、具体的にはそこになると思います。

以上ですが、よろしいですか。

○委員（川上文浩君） ぜひ委員長にやっていただきたいのは、ここでこうやって話していてもまとまらないんですね。だから、ワークショップ形式でホワイトボードを持ってきて路線図をばーんと貼って、その路線ごとに評価をしていって、今までいただいた意見を含めて、次変更するときにはじゃあ何をどうやって変更するんだと。例えば中心循環線について、じゃあ内回り、外回り、要るのか要らないのかも含めた中で、一度みんなでワークショップをやったほうがいいと思うんですよ。

今までやっぱりその知識があるので、ワークショップを何回も重ねていってより具体的な提案を都市計画課のほうに出すと。それを踏まえた都市計画課が案を練るということと、我々が出した情報は市地域公共交通協議会の中でも協議してもらおうと。これが第1目標なので、それを共有してもらった上で、その都市計画課の計画ができているかどうかは市地域公共交通協議会が評価することで議会が評価することではないので、そこに知ってもらうとか、理解してもらうという意味でやるべきかなあというふうに思います。より具体的なものはできないにしても、やはり意向ですよ、この路線をどうしていくのか。

例えば東可児地区はどうするのか、帷子地区はどうするのか、兼山地区はどうするのか。それから今までの路線図、それからダイヤについてどういう評価をしていくのかということ具体的に出さないと多分変わっていかない。こうだろう、ああだろうと言っても変わって

いかないので、具体的にするためにはワークショップを重ねると。そのワークショップを重ねるのはもう本当にこの任期中、だから7月までに何回もワークショップを重ねて行って、その都度その都度提案できるような体制を取っていくってことが大事だというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見のある方お願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、今までのこの期間中の活動については、これでちょっと一遍締めさせてもらいまして、次に資料にございますが、一番最後のページですかね、今期限の話も出ましたが、23ページをお願いしたいと思います。

23ページ、それと前回に市の予定をお渡ししたと思いますが、市のほうは令和7年7月の下半期、ここで地域公共交通協議会を開催して、順次その改正案をつくっていくということになります。ですから、当委員会の目標としましては令和7年7月までに建設市民委員会としての意見の取りまとめを行っていきたいというふうに思います。

そして、市長部局へ意見提出ということになりますが、それまでに令和6年度ですね、今年度ブルーの部分ですが、現在12月ということで今委員会で協議しているわけですが、この1月と2月、ここでも再度若い世代からの意見を聞いてはどうかというふうに思っています。この辺りはいかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） これは議会報告会にということ。

○委員長（伊藤 壽君） そうですね、はい。

○委員（川上文浩君） 2月の議会報告会で。

○委員長（伊藤 壽君） いや、それは一般の方ですね。若い人が来ればいいんですけど、それをもし来なければ後の資料、全体でやる議会報告会は市の中心部でやった、皆さんから意見を聞いたという話でもいいかなというふうに思っています、私としては。もう一つ若い世代中心に意見を聞いたらいかがということを考えていますので、その辺りを皆さんどうですかということです。

○委員（川上文浩君） 若い世代に聞きたいというのであれば、委員長、副委員長で協議してもらって、どことやるかだけ決めてもらって、いつやるとやればよくなって、決めてもらえば。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） それと、先ほど後でも出てきますけど、2月15日には議会報告会があるので、それプラスということと、それともう一点、このスケジュールの中で言うのは、先ほど言ったワークショップをどこに当てはめていくかというのを、もう入れていかないとできません。役割を決めて、路線ごとで担当を決めて、その調査・研究をもっと深くさせて発表してもらって、そこで委員会の中でやっていくという方法がいいかなと思うんですけども、それも具体的にもうここで入れていかないと、1月、2月、3月、4月ぐらいまで

にワークショップを何回重ねるか。これは非常に大切なことなので、そのスケジュールをここにのっけてください。ワークショップをやらないとできないと思います。抽象的なことを言ったって全然響かないし、分からないですね。

○委員長（伊藤 壽君） その今ワークショップですか、この件については皆さんどのように考えられますか。今、川上委員から提案がありました。やってくという方向でよろしいですか。この予定からいけば、1月から5月でやらないと間に合わないと思いますが。

○委員（川上文浩君） 役割を決めて、僕だと地元が広見なので中心循環線ですか、その場について自分なりに検証するために、例えばこの面をば一つと見ると前川委員とペアを組むのかなみたいなのやるのか、東可児方面やったら奥村委員と委員長で組んでやるとか、帷子は山田委員・酒井委員でやって、あとは今渡・土田周辺の路線は伊藤健二委員と高木委員でやれば、それぞれがチームでできるので、まず最初に中心循環線について私と前川委員でまとめたものを最初に発表して、どういう形で比較・収集するかというのは形を作るので、それから始めてもいいのかなあというふうには思っています。

ですから、その中心循環線に対して評価をして利用者の声を聞いて、それでこれをどう変えていくといいのかとか、やっぱりアクセスポイントも今本当に3か所しかなかったのかな、可児市は4か所かな、非常に乗り継ぎが悪いんですよ。ですから、各務原市の28か所ぐらいあるわけだから、乗り継ぎポイントというのが、そういうところも大きなあれだし、やはり目的に沿っているかどうかですよね。利用したい人の目的に沿って走っているのか、勝手に走っているのに乗ってこいと言っているのかという違いだと思うんですよ。路線をつくったから乗ってこいと言っているのが可児市で、各務原市は利用したい人のために路線をいろいろ改良している、バス停もつくっているということなんで、そこで大きな乖離が出てくるんで、それを実証していこうというワークショップをまずやるべきだろうと思う。

1月に2人でまずやって、1月に皆さんの前で発表するデータを作りますので、それほど難しいことではないと、中心循環線はね。それで、どうかなと思うんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） 最終的にそれを結合させないといかんですわね、その地域ごとで。

○委員（川上文浩君） でもまあ、そこまでの作業を我々がやらないかんかどうかというのは別に置いておいて、それぞれ評価すればいいじゃないですか。だから何線はどう、何線はどうとか、中心循環線がどうという評価を出して、こうすべきだという提言で。全部まとめてやるなんてことはちょっと厳しいと思うし難しいと思うので、専門家でもないし。やはり地元の意見とか、自治連合会の役員もやっているんで、僕らだったら自治連合会のときにちょっと課題、テーマにしてもらって、意見を聴取してきてもらうとかいうことは簡単にできるので、そういう議会としての特権を使ったほうがいいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） 今、川上委員から提案していただきましたけれども、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

○委員（酒井正司君） 今の話、全体が集まっても、その地域の特性とか事情が全然分かんないんで、今おっしゃるように地域ごとに、例えば私ども非常にありがたいのは帷子地区にそ

ういう動きがあるので、そういうことをやれば事はほとんど済んじゃうんですよ。だから、そういうことで地域の実情をしっかりと把握して、少人数でそれぞれやって、後で全体でまとめて委員会としての結論にすればいいと思いますけど、まさに地域版のワークショップをぜひやるべきだと思いますけどね。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにいかがですか。

〔挙手する者なし〕

では、そういう形で進めていくということで、今先ほど川上委員から提案ありましたような形で各地域ごとに路線を考え、検証していくということによろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員（伊藤健二君） さっき新可児・御嵩の名鉄電車の切り離れたらどうやという話があって、僕もそれが正しいと思う。利用者から、それにかかる期待の向きが全然市内一般とは違うんで、また6月をめどに御嵩町長が態度を表明するんだっけ、そういうことでどういう方式でいくのかがもういやだなしに、さっき中日新聞をもう一遍読み直してみたけどはっきりしておるんで、それを受けて、じゃあどういう対応が今の公共交通一般と絡むか絡まないのかの判定ももう自動的に出てくるから、その上で必要なものは付け足すということで対応すればいいんだと思うから、ぜひ切離しをして今の川上委員の提案で進めたらいいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、日程的に今伊藤健二委員、全体的にはほぼ同意を得たということで日程を調整したいと思います。1月で一遍やらないと間に合わないと思うんで、あと4、5月で再度やるというような、基本的にはそれで進めていきたいなというふうに思うんですが。

○委員（川上文浩君） それぞれさっき言ったようにグループになってもらって、その調査の進捗をまずその都度まとまった時点で開いて、それを共有して意見を聴取するというやり方をしていけば、臨機応変にいかなくちゃ、ワークショップですから。まずは取っ始め、市内の広見の中心循環線外回り・内回りについて我々調べて提案まで持っていくので、まず1月にそれをやる日程調整をしてもらえればという。

○委員（山田喜弘君） そのときに川上委員と今度チームのこんなことを調査してきて、ひな形みたいなものでこういうふうにやってもらいたいみたいなのが出てくるわけ。

○委員（川上文浩君） こういうふうにやってもらいたいではなくて、我々はこの調査としてこういう意見にまとまりました。それについて皆さんの意見をもらって、じゃあ中心循環線はどうあるべきだろうということを皆さんで決めてもらえるという。我々は要は調査員みたいなものだと思っていて、それと西部線はお二人、桜ヶ丘線は2人でやる、そこは何線になるんだっけ。

○委員（高木将延君） 路線がないので。

○委員（川上文浩君） なら兼山線を担当してもらえれば。

○委員長（伊藤 壽君） 春里、姫も抜けていますけど。姫治のほうも。

○委員（川上文浩君） ほかに議員がいっぱいいるから、帷子。別にほかの議員を使えばいいだけの話で。

○委員長（伊藤 壽君） 要点だけでいいでしょう、細かい議事録はいいですよ、要点だけで。

○委員（川上文浩君） いいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） こういうことをやるという。

○委員（川上文浩君） 取りあえず、でもこれはやってみないと分からないんで、ワークショップという、それでどうなっていくかというのはやってからの話なんです。調査して、みんなでワークショップで共有してどうしていこうかという、それで結論が出ればいいけど、できなきゃもう一回やるだけの話であって、それまでに皆さんもちょっと各路線については調査を進めておってもらえれば。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

公共交通自体に意見を出すというのも初めてのことでなかなか難しいんですが、各路線ごとにそれぞれ担当議員を決めて、その議員で担当路線を調査し、その結果に基づいて担当された議員がどうあったらいいかという路線を考えるとということでもよろしいですか。

○委員（川上文浩君） で、みんなであとは意見をもらってまとめ上げる。

○委員長（伊藤 壽君） それについてのまず共有は1月のある程度というといかんですね、もう決めておかないと。

○委員（酒井正司君） 1月末までに。

○委員長（伊藤 壽君） 末というか20日ぐらいまでですね。1月末でいいか、1月は正月忙しいのでね、1月末までにそれぞれ皆さん。

○委員（川上文浩君） お願いします。すごいスケジュール、頑張ります。言い出しっぺやから頑張るけど。

○委員長（伊藤 壽君） 1月末までにまとめていただいて、2月中に一応全体共有会を開催するというところでいいですか。

〔「はい」の声あり〕

引き続き4、5月にもその会議を持つと、そこでできたらまとめていきたいというふうに思います。

あと1月中に、次の議会報告会にも関係してきますけど、テーマにも、公共交通に関する意見聴取の場として、若い世代、それから全体での議会報告会という場で、そうした場を持つということで進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員（高木将延君） 2月の全体の議会報告会はというか、今1月の末にまとめてという話だったら、やっぱり公共交通は公共交通で若い世代を集めてというのは個別にやったほうが意見聴取しやすいような気がするんですよ。委員会で、2月のその全体の議会報告会に合わせるのではなくて。

○委員長（伊藤 壽君） すみません、ちょっと間違えましたが、2回やるということですけど、議会報告会全体として、それは広聴部会が主体になって議会全体でやられるんで、次のところに関係してきますけど、その際のテーマを決めないかんですが、そこで皆さんの賛同を得られるかどうかは別として。

○委員（川上文浩君） ちょっと待って何の話をしておるの。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩とします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時03分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、若い世代について意見聴取をということで提案しました。

その結果、委員会でまとめたのは、各高校生にアンケートをすると。可児高校、東濃高校、それから東濃実業高校、可児工業高校といったところにアンケート調査を依頼するというところでよろしいですか。

○委員（川上文浩君） 例えば、これはまだ今回初めての取組なのであれですけど、フリースピーチがあります。そこで高校生に頼んで、公共交通についてフリースピーチしてくれんかと言え物すごい意見になると思うので、そういうのも一つありかなと。いるかいないかは別として、やってくれる子がいれば、公共交通についてしっかりその子が調べてきてフリースピーチをしてくれる可能性も高いので、そちらもちょっとアプローチしてもいいのかなあと思っているんで、ちょっとその辺は私、やってみますので。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにここまでのことで意見のある方はお願いしたいんですが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

なければ次へ移ります。

次は、議会報告会の件ですが、資料の一番最後のページをお願いします。24ページ。

令和7年2月15日土曜日ですが、2時から4時までの予定で議会報告会、フリースピーチを含みますが開催されます。これは、既に皆さん御承知だと思いますのでよろしくお願い致します。そこで第2部として、各分科会に分かれて意見交換をするというものがございます。ここで建設市民委員会のテーマをどうするかということについて協議をお願いしたいというふうに思います。

私としては、ここでも公共交通についてをテーマに意見を聞きたいというふうに思いますが、皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

御意見のある方。

○委員（高木将延君） 公共交通は大事だとは思いますが、環境のほうの提言を出していて、それに対してのこの前の産業フェアでやったアンケートでも、意識、興味ある課題の中で環境をかなりの高い数値をいただきました。



次の予算のこと考えますと、提言をうちから出して、今回今説明がありましたように3つの項目について環境課のほうも上げていくということで、そこは予算が多分上がってくると思うので、その辺りの市民の皆様の意見を幅広く、全体会ですので全体から意見を聞いて、その質疑につなげていけたらなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） このテーマについて皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、御意見のある方はお願いします。

○委員（川上文浩君） 委員長はどうしても真ん中でやりたいという意味で公共交通のやつを、これをやりたいというわけでしょう。今ワークショップが入ってくるのであれば、この時点でいいのかなという気もしなくはないなというのがあるんです、僕も、ワークショップが動いていくので。だったらここはひとつ環境もありかなというふうには、予算に絡めようとする。公共交通に関してはもう予算は決まっているので、これはやはり路線の見直ししかないわけですね、利便性を高めるというしかないので、予算を絡めるのは環境も、そうやって高木委員おっしゃるなら環境でもいいかなあというふうには思うところはあります。

どっちかというどっちゃでもいいかなというところがあるんですけど、でもやはり環境も大事なので、予算に絡んで。公共交通はある程度進んでいくじゃないですか。だからまあいいかなというふうに思うところもあって、あとは多数決で決めてもらえればいいかなと思うか、委員長が決めるかだと思うんですけど、委員長どうしてもね。

○委員（山田喜弘君） 2本立てではいかんの。

○委員（川上文浩君） 2本立てだと時間がないでしょう。

○委員長（伊藤 壽君） それはちょっと参加者が迷うんじゃないですか。

○委員（川上文浩君） 決めてください。

○委員長（伊藤 壽君） そこは大変委員長としても迷ったところなんですよ、どちらにするか。課題としても2つ上げていますので、今期の委員会の課題としても公共交通と環境問題ということで地球温暖化を上げています。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時12分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次回といいますか、令和7年2月15日土曜日に開かれまます議会報告会について、建設市民委員会のテーマにつきましては、広く環境問題、地球温暖化に対してですが、さらに市民の皆さんに身近なところでのテーマということで決定していきたいと思いますが、よろしいですか。これにつきましては正・副委員長に一任ください。

よろしいですか、それで。

〔「はい」の声あり〕

では、ということで進めていきます。よろしくをお願いします。

以上で本日の協議題は全て終了しましたが、ほかに皆さん御意見があれば。

○委員（川上文浩君） 今日の新報の話なんですけど、名鉄広見線の重要なあれだけのものが可児市議会が知らずに、御嵩町の一般質問で出たみたいなんですけど、これはちょっとおかしいかなあというふうに思っていて、なぜ我々は新聞でこれを見て、えっもう来年の6月に意思表示するんだなという情報は、今まで入っていましたか。皆さん聞いていますか。委員長聞いている。聞いていないよね。委員長も知らない。でも委員長は協議会に出てみえるでしょう、名鉄広見線活性化協議会は。

○委員長（伊藤 壽君） 名鉄広見線活性化協議会ではそこまでの話は。

○委員（川上文浩君） 話が出ないんだ、やっぱり。だから、名鉄広見線活性化協議会で出ずに裏で進行しているとなると、これはちょっと問題かなあというふうに思っているの、さすがに何も知らなかったという、これだけの多額の今までも含めて、可児市だって3,000万円だなんてそんな安くはないお金をずうっと負担しているわけですから、もうちょっとその辺の情報を執行部から出してもらうように意見を言ってもらいたいというところがありますので、そこはしっかりと、我々もずうっとこれは関わってきていますからお願いしたいなというところ。やはりちょっとまずいだらうと。御嵩町議会が、何で町議員が知っていて可児市議会議員が知らないんだという話になってくるんで、そこもちょっとお願いしたいなという。

○委員長（伊藤 壽君） この件については執行部のほうへ伝えておきます。もう少し詳細をその都度情報を出していただくように。委員会としては所管部に伝える事項となりますけど、議長から執行部、市長のほうへ伝えてもらうということにするということによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、名鉄広見線の件につきましては、その都度協議事項といいますか、進捗状況を議会のほうへ執行部というか、市長のほうから議会へ説明していただくように議長に伝えまして、議長から執行部のほうへ申し入れてもらうことにいたします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それではほかに御意見、そのほかには御意見ございませんか。

ほかにはないようでしたら、これで本日の委員会は終了といたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは御苦労さまでした。これにて建設市民委員会を終了といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時16分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月12日

可児市建設市民委員会委員長